

● 経営指標

主要な経営指標等の推移

	平成17年度 中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度 中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成19年度 中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
経常収益	6,465 百万円	6,504	6,949	12,923	13,612
経常利益	725 百万円	675	829	1,623	1,551
中間純利益	390 百万円	421	478	—	—
当期純利益	— 百万円	—	—	925	695
資本金	8,000 百万円	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数	62,490 千株	62,490	62,490	62,490	62,490
純資産額	32,588 百万円	32,895	31,742	33,207	33,064
総資産額	556,490 百万円	560,760	574,698	556,439	568,098
預金残高	500,692 百万円	503,675	522,950	505,495	516,525
貸出金残高	377,782 百万円	388,882	389,705	395,332	397,534
有価証券残高	106,962 百万円	119,547	134,212	110,892	125,649
自己資本比率	— %	5.8	5.5	—	5.8
単体自己資本比率 (国内基準)	9.31 %	9.03	9.32	9.17	9.36
従業員数	614 人	593	614	589	574

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年度中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
 4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。
 なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

利益率

総資産経常利益率は、経常利益が前中間期6億75百万円から当中間期8億29百万円と1億54百万円余増加しましたので、前中間期0.24%から当中間期0.29%と0.05ポイント上昇し、資本経常利益率も同様に前中間期4.07%から当中間期5.10%と1.03ポイント上昇しました。

また、総資産中間純利益率は、中間純利益が前中間期4億21百万円から当中間期4億78百万円と57百万円余増加しましたので、前中間期0.15%から当中間期0.17%と0.02ポイント上昇し、資本中間純利益率も同様に、前中間期2.54%から当中間期2.94%と0.40ポイント上昇しました。

(単位：%)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
総資産経常利益率	0.24	0.29
資本経常利益率	4.07	5.10
総資産中間純利益率	0.15	0.17
資本中間純利益率	2.54	2.94

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{資本(純資産)勘定平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

利鞘

(単位：%)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.92	1.46	1.99	2.05	1.46	2.11
資金調達原価	1.61	0.26	1.62	1.77	0.43	1.78
総資金利鞘	0.31	1.20	0.37	0.28	1.03	0.33

預貸率・預証率

(単位：%)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	
		中間期末	期中平均	中間期末	期中平均
預貸率	国内業務部門	75.67	74.64	73.65	73.09
	国際業務部門	0.00	0.00	0.00	0.00
合	計	75.60	74.58	73.59	73.06
預証率	国内業務部門	18.12	16.28	18.95	18.17
	国際業務部門	5,160.99	6,361.81	7,272.61	12,786.50
合	計	23.30	21.49	25.41	23.74

(注) 預金には、譲渡性預金を含んでおります。

単体自己資本比率 (国内基準)

(単位：百万円)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
基本的項目 (Tier1)	資本金	8,000	8,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,759	5,759
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,724	2,724
	その他利益剰余金	10,540	10,986
	その他の	—	—
	自己株式(△)	91	111
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	155	155
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—	
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	26,777	27,203	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,803
	一般貸倒引当金	2,283	2,292
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	4,090	4,095	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	3,923	3,884
	控除項目(注4)(C)	101	22
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	30,599	31,064
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	336,356	309,407
	オフ・バランス取引等項目	2,268	2,342
	信用リスク・アセットの額(E)	—	311,749
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	—	21,234
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	—	1,698
計 (E) + (F) (注5)(H)	338,625	332,984	
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		9.03%	9.32%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		—	8.16%

(注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
 5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

● 中間財務諸表

1. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
 なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
現金預け金 ※7		35,700	6.37	33,476	5.83
買入金銭債権		73	0.01	69	0.01
商品有価証券		283	0.05	106	0.02
有価証券 ※1,7,12		119,547	21.32	134,212	23.35
貸出金 ※2,3,4,5,6,8,13		388,882	69.35	389,705	67.81
外国為替		373	0.07	255	0.04
その他資産 ※7		1,556	0.28	1,703	0.30
有形固定資産 ※9,10,11		9,323	1.66	9,258	1.61
無形固定資産		763	0.13	1,754	0.31
繰延税金資産		1,975	0.35	3,479	0.61
支払承諾見返 ※12		9,640	1.72	8,412	1.46
貸倒引当金		△7,358	△1.31	△7,735	△1.35
資産の部合計		560,760	100.00	574,698	100.00

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)			%		%
預 金 ※7		503,675	89.82	522,950	91.00
譲 渡 性 預 金		9,350	1.67	5,205	0.91
外 国 為 替		0	0.00	0	0.00
そ の 他 負 債		1,695	0.30	2,646	0.46
退職給付引当金		1,690	0.30	1,587	0.28
役員退職慰労引当金		—	—	342	0.06
再評価に係る繰延税金負債 ※11		1,813	0.32	1,810	0.31
支 払 承 諾 ※12		9,640	1.72	8,412	1.46
負債の部合計		527,865	94.13	542,955	94.48
(純資産の部)					
資 本 金		8,000	1.43	8,000	1.39
資 本 剰 余 金		5,759	1.03	5,759	1.00
資本準備金		5,759		5,759	
利 益 剰 余 金		13,264	2.36	13,710	2.39
利益準備金		2,724		2,724	
その他利益剰余金		10,540		10,986	
別途積立金		9,500		10,000	
繰越利益剰余金		1,040		986	
自 己 株 式		△91	△0.02	△111	△0.02
株 主 資 本 合 計		26,933	4.80	27,358	4.76
その他有価証券評価差額金		3,760	0.67	2,186	0.38
土地再評価差額金 ※11		2,201	0.40	2,197	0.38
評価・換算差額等合計		5,962	1.07	4,384	0.76
純 資 産 の 部 合 計		32,895	5.87	31,742	5.52
負債及び純資産の部合計		560,760	100.00	574,698	100.00

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	6,504	100.00 %	6,949	100.00 %
資金運用収益	5,256		5,757	
(うち貸出金利息)	(4,486)		(4,821)	
(うち有価証券利息配当金)	(736)		(848)	
役務取引等収益	947		962	
その他業務収益	20		29	
その他経常収益	280		199	
経 常 費 用	5,829	89.62	6,119	88.06
資金調達費用	143		584	
(うち預金利息)	(141)		(579)	
役務取引等費用	384		375	
その他業務費用	33		90	
営業経費※1	4,146		4,125	
その他経常費用※2	1,120		941	
経 常 利 益	675	10.38	829	11.94
特 別 利 益	0	0.00	4	0.06
特 別 損 失	5	0.08	18	0.26
税引前中間純利益	670	10.30	816	11.74
法人税、住民税及び事業税	639	9.82	185	2.67
法人税等調整額	△389	△5.99	151	2.19
中 間 純 利 益	421	6.47	478	6.88

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計			
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	8,800	1,474	12,999	△86	26,672	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
別途積立金					700	△700	—		—	
中間純利益						421	421		421	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分							△0	0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	700	△434	265	△4	261	
平成18年9月30日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,040	13,264	△91	26,933	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,333	2,201	6,535	33,207
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
別途積立金				—
中間純利益				421
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△573	—	△573	△573
中間会計期間中の変動額合計	△573	—	△573	△312
平成18年9月30日残高	3,760	2,201	5,962	32,895

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計			
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,159	13,383	△99	27,043	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
別途積立金					500	△500	—		—	
中間純利益						478	478		478	
自己株式の取得								△11	△11	
自己株式の処分							△0	0	0	
土地再評価差額金の取崩							4	4	4	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	500	△173	326	△11	315	
平成19年9月30日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	10,000	986	13,710	△111	27,358	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	3,819	2,201	6,021	33,064
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
別途積立金				—
中間純利益				478
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,632	△4	△1,637	△1,637
中間会計期間中の変動額合計	△1,632	△4	△1,637	△1,321
平成19年9月30日残高	2,186	2,197	4,384	31,742

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区 分	前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,128百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,912百万円であります。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理することとしております。	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理することとしております。

区 分	前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
		<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給見込額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の在任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るため、前事業年度の下期より内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従いまして、前中間会計期間は従来の方によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は28百万円、税引前中間純利益は425百万円それぞれ多く計上されております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は32,895百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。なお、当中間会計期間末における従来の「動産不動産」に相当する金額は、9,409百万円であります。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)	当中間会計期間末(平成19年9月30日)																
<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は691百万円、延滞債権額は14,241百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,664百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,596百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,885百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,879百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>542百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,123百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は76百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が34,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,879百万円	その他資産	9百万円	預金	542百万円	<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は823百万円、延滞債権額は15,776百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,532百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,132百万円あります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,675百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,838百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>744百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,025百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は76百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,534百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が38,718百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,838百万円	その他資産	10百万円	預金	744百万円
預け金	1百万円																
有価証券	4,879百万円																
その他資産	9百万円																
預金	542百万円																
預け金	1百万円																
有価証券	4,838百万円																
その他資産	10百万円																
預金	744百万円																

前中間会計期間末(平成18年9月30日)	当中間会計期間末(平成19年9月30日)
<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,783百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1百万円</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,819百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 同左</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ150百万円減少します。</p> <p>※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 126百万円 その他 15百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却40百万円、貸倒引当金繰入額536百万円及び株式等償却358百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 147百万円 無形固定資産 17百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却54百万円、貸倒引当金繰入額346百万円、株式等売却損98百万円及び株式等償却242百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	174	11	1	184	注
合計	174	11	1	184	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	204	26	0	230	注
合計	204	26	0	230	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加26千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,371百万円</p> <p>その他 346百万円</p> <p>合計 1,718百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 871百万円</p> <p>その他 128百万円</p> <p>合計 1,000百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 499百万円</p> <p>その他 217百万円</p> <p>合計 717百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年以内 343百万円</p> <p>1年超 418百万円</p> <p>合計 762百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 205百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 180百万円</p> <p>支払利息相当額 22百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,252百万円</p> <p>その他 357百万円</p> <p>合計 1,610百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 925百万円</p> <p>その他 202百万円</p> <p>合計 1,127百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 327百万円</p> <p>その他 155百万円</p> <p>合計 482百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年以内 301百万円</p> <p>1年超 213百万円</p> <p>合計 515百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 192百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 169百万円</p> <p>支払利息相当額 15百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。	同左

● 損益の状況

業務粗利益

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		収 益	費 用	収 支	収 益	費 用	収 支
資金運用収支	国内業務部門	5,063	138	4,924	5,580	582	4,997
	国際業務部門	202	14	187	218	43	174
合 計		(9)	(9)		(41)	(41)	
		5,256	143	5,112	5,757	584	5,172
役員取引等収支	国内業務部門	943	381	561	958	373	585
	国際業務部門	4	2	1	4	2	1
合 計		947	384	562	962	375	587
その他業務収支	国内業務部門	13	29	△16	26	81	△55
	国際業務部門	6	3	3	3	9	△5
合 計		20	33	△12	29	90	△61
業 務 粗 利 益	国内業務部門	5,469			5,527		
	国際業務部門	192			170		
合 計		5,661			5,698		
業 務 粗 利 益 率	国内業務部門	2.07%			2.03%		
	国際業務部門	1.38%			1.14%		
合 計		2.14%			2.09%		

- (注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。※特定取引勘定については設置しておりません。
 2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 3. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用勘定	平均残高	(27,216)			(29,404)		
		525,523	27,622	525,928	542,300	29,619	542,515
	利 息	(9)			(41)		
		5,063	202	5,256	5,580	218	5,757
	利 回 り	1.92%	1.46%	1.99%	2.05%	1.46%	2.11%
資金調達勘定	平均残高	513,497	(27,216)		524,383	(29,404)	
			27,639	513,920		29,633	524,612
	利 息		(9)			(41)	
		138	14	143	582	43	584
	利 回 り	0.05%	0.10%	0.05%	0.22%	0.29%	0.22%

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間会計期間7,518百万円、当中間会計期間2,039百万円）を控除して表示しております。
 2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式）により算出しております。
 4. 合計では、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務部門	受取利息	122	3	125	161	355	517
	支払利息	0	52	53	2	441	444
国際業務部門	受取利息	22	23	45	14	1	15
	支払利息	1	4	6	0	27	28
合 計	受取利息	125	42	167	165	335	501
	支払利息	0	54	55	2	438	440

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。

役務取引の状況

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～ 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～ 平成19年9月30日)
役務取引等収益	国内業務部門	943	958
	国際業務部門	4	4
合 計		947	962
役務取引等費用	国内業務部門	381	373
	国際業務部門	2	2
合 計		384	375

業務純益

(単位：百万円)

前中間会計期間 (平成18年4月1日～ 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～ 平成19年9月30日)	前中間期比	増減率
1,576	1,463	△113	△7.17%

(注) 業務純益は、銀行の基本的な業務の成果を示す利益指標であります。具体的には預金・貸出金・有価証券などの利息収支である「資金利益」、各種手数料などの収支である「役務取引等利益」、債券や外国為替などの売買損益である「その他業務利益」の3項目を合計した「業務粗利益」から「営業経費」と「一般貸倒引当金繰入額」を控除して算出しております。

営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
給 料 ・ 手 当	1,750	1,765
退 職 給 付 費 用	116	73
福 利 厚 生 費	32	23
減 価 償 却 費	142	164
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	300	280
営 繕 費	16	12
消 耗 品 費	85	84
給 水 光 熱 費	46	45
旅 費	9	10
通 信 費	55	65
広 告 宣 伝 費	43	40
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	78	57
租 税 公 課	230	225
そ の 他	1,239	1,276
合 計	4,146	4,125

その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外国為替売買損益		6	6		3	3
商品有価証券売買損益	0	—	0	0	—	0
国債等債券売却損益	△16	△3	△20	△43	△9	△53
国債等債券償還損益	—	—	—	△11	—	△11
その他の損益	—	—	—	—	—	—
合 計	△16	3	△12	△55	△5	△61

●預金

預金・譲渡性預金科目別残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日				平成19年9月30日				
	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	
預金	流動性預金	236,626	46.98	236,626	—	245,687	46.98	245,687	—
	うち有利息預金	180,338	35.80	180,338	—	189,628	36.26	189,628	—
	定期性預金	264,303	52.48	264,303	—	272,915	52.19	272,915	—
	うち固定(自由)金利定期預金	260,530	51.73	260,530		271,598	51.93	271,598	
	うち変動(自由)金利定期預金	1,136	0.23	1,136		913	0.17	913	
	その他	2,744	0.54	2,228	516	4,348	0.83	3,878	469
	合計	503,675	100.00	503,158	516	522,950	100.00	522,481	469
譲渡性預金	9,350		9,350	—	5,205		5,205	—	
総合計	513,025		512,509	516	528,156		527,686	469	

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定(自由)金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する(自由金利)定期預金
 変動(自由)金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する(自由金利)定期預金
 3.国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出してあります。
 4.以下、預金・譲渡性預金科目別残高(平均残高)についても同様であります。

預金・譲渡性預金科目別残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)				当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)				
	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	
預金	流動性預金	237,084	47.00	237,084	—	244,683	47.15	244,683	—
	うち有利息預金	181,251	35.93	181,251	—	188,947	36.41	188,947	—
	定期性預金	264,283	52.40	264,283	—	271,276	52.28	271,276	—
	うち固定(自由)金利定期預金	259,579	51.46	259,579		269,741	51.98	269,741	
	うち変動(自由)金利定期預金	1,208	0.24	1,208		989	0.19	989	
	その他	3,027	0.60	2,605	421	2,935	0.57	2,707	228
	合計	504,395	100.00	503,973	421	518,895	100.00	518,667	228
譲渡性預金	9,371		9,371	—	5,574		5,574	—	
総合計	513,766		513,344	421	524,469		524,241	228	

定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間							合計
		3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上		
定期預金	平成18年9月30日	66,621	50,625	103,811	14,761	13,692	11,261	260,772	
	平成19年9月30日	68,628	52,614	110,167	14,974	16,801	6,486	269,672	
うち固定(自由)金利定期預金	平成18年9月30日	66,541	50,587	103,772	14,697	13,583	10,438	259,620	
	平成19年9月30日	68,601	52,598	110,138	14,862	16,521	6,025	268,747	
うち変動(自由)金利定期預金	平成18年9月30日	64	37	38	64	108	822	1,136	
	平成19年9月30日	15	16	28	112	280	461	913	

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

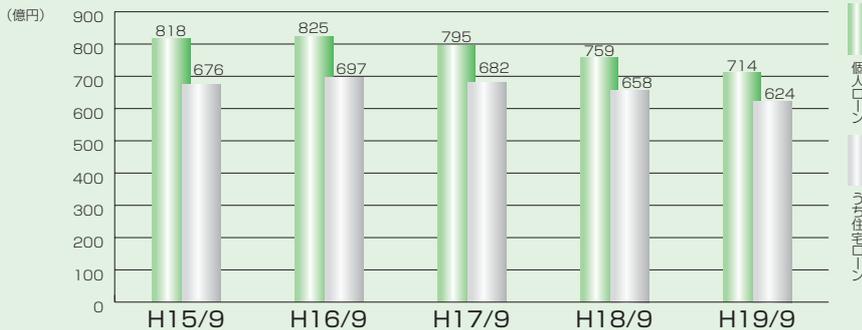
●貸出金

貸出金科目別残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	57,732	57,732	—	58,988	58,988	—
証書貸付	276,851	276,851	—	273,153	273,153	—
当座貸越	37,413	37,413	—	40,888	40,888	—
割引手形	16,885	16,885	—	16,675	16,675	—
合計	388,882	388,882	—	389,705	389,705	—

個人ローン・住宅ローン残高の推移



（注）平成17年9月30日以降の残高は部分直接償却実施後の計数であります。

貸出金科目別残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）			当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	58,820	58,820	—	56,779	56,779	—
証書貸付	274,554	274,554	—	271,804	271,804	—
当座貸越	34,726	34,726	—	39,065	39,065	—
割引手形	16,101	16,101	—	16,575	16,575	—
合計	384,202	384,202	—	384,225	384,225	—

（注）国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	平成18年9月30日	122,080	68,592	43,925	28,572	
	平成19年9月30日	126,284	65,503	41,441	28,052	87,348	41,074	389,705
うち変動金利	平成18年9月30日		37,454	24,960	17,744	48,592	27,813	
	平成19年9月30日		34,282	23,170	16,230	43,733	32,244	
うち固定金利	平成18年9月30日		31,138	18,965	10,828	39,493	9,810	
	平成19年9月30日		31,221	18,270	11,821	43,614	8,829	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

中小企業等に対する貸出金

（単位：百万円）

	総貸出金残高(A)		中小企業等貸出金残高(B)		$\frac{(B)}{(A)}$	
	貸出先数	金額	貸出先数	金額	貸出先数	金額
平成18年9月30日	17,027	388,882	16,948	348,539	99.53%	89.62%
平成19年9月30日	16,184	389,705	16,100	345,941	99.48%	88.77%

（注）中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

業 種	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内業務(除く特別国際金融取引勘定分)	388,882	100.00 %	389,705	100.00 %
製 造 業	42,779	11.00	42,875	11.00
農 業	1,667	0.43	1,257	0.32
林 業	1,104	0.28	752	0.19
漁 業	75	0.02	82	0.02
鉱 業	390	0.10	411	0.10
建 設 業	44,202	11.37	42,850	11.00
電気・ガス・熱供給・水道業	6,443	1.66	8,385	2.15
情 報 通 信 業	825	0.21	795	0.20
運 輸 業	9,809	2.52	13,048	3.35
卸 売 ・ 小 売 業	47,381	12.18	47,379	12.16
金 融 ・ 保 険 業	14,557	3.74	10,836	2.78
不 動 産 業	54,940	14.13	57,348	14.72
各 種 サ ー ビ ス 業	75,335	19.37	75,167	19.29
地 方 公 共 団 体	10,368	2.67	10,353	2.66
そ の 他	79,001	20.32	78,160	20.06
国際業務及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	388,882		389,705	

(注)「国内業務」とは、円建取引であります。「国際業務」とは、外貨建取引であります。

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月30日	平成19年9月30日
有 価 証 券	1,104	1,261
債 権	9,132	10,521
商 品	—	—
不 動 産	170,593	167,808
そ の 他	1,167	676
小 計	181,998	180,267
保 証	162,937	162,343
信 用	43,946	47,093
合 計	388,882	389,705
(うち劣後特約付貸出金)	(—)	(—)

支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月30日	平成19年9月30日
有 価 証 券	—	2
債 権	7,000	6,500
商 品	—	—
不 動 産	1,994	1,397
そ の 他	—	—
小 計	8,994	7,900
保 証	619	415
信 用	26	96
合 計	9,640	8,412

貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	177,217	45.57 %	176,088	45.18 %
運 転 資 金	211,664	54.43	213,616	54.82
合 計	388,882	100.00	389,705	100.00

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成18年9月30日	平成19年9月30日	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	2,283	2,292	9
個 別 貸 倒 引 当 金	5,075	5,443	368
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合 計	7,358	7,735	377

貸出金償却額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
貸 出 金 償 却 額	40	54

特定海外債権残高

該当ありません。

●不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位：百万円)

	平成18年9月30日	平成19年9月30日
破綻先債権額	691	823
延滞債権額	14,241	15,776
小計	14,932	16,599
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	8,664	5,532
合計	23,596	22,132

- (注) 1.破綻先債権 法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者ないしは手形交換所において取引停止処分を受けた債務者で、未収利息を収益不計上としている貸出金です。
- 2.延滞債権 未収利息を収益不計上としている貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3.3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 4.貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄など）を実施した貸出金で破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		合計	
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日
債権額(a)	3,909	3,146	11,063	13,490	8,664	5,532	23,637	22,169
担保等保全額(b)	2,740	2,405	7,191	7,573	4,517	1,893	14,449	11,872
未保全額(a)-(b)	1,169	740	3,871	5,917	4,146	3,639	9,188	10,297
引当額	1,169	740	3,871	4,660	827	570	5,869	5,972
引当率%	100.00	100.00	100.00	78.76	19.96	15.67	63.88	57.99

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 3ヵ月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「3ヵ月以上延滞債権」を除く）です。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日
債権額(a)	702	833	3,207	2,313	11,063	13,490	14,973	16,637
担保等保全額(b)	507	675	2,232	1,730	7,191	7,573	9,931	9,979
未保全額(a)-(b)	195	157	974	582	3,871	5,917	5,041	6,658
引当額	195	157	974	582	3,871	4,660	5,041	5,401
引当率%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	78.76	100.00	81.12

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。

●証券業務

保有有価証券残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
国債	37,399 (31.28)	37,399	—	41,333 (30.80)	41,333	—
地方債	9,989 (8.36)	9,989	—	7,975 (5.94)	7,975	—
社債	28,472 (23.82)	28,472	—	34,812 (25.94)	34,812	—
株式	15,667 (13.10)	15,667	—	14,404 (10.73)	14,404	—
その他の証券	28,019 (23.44)	1,354	26,664	35,686 (26.59)	1,522	34,163
うち外国債券	26,664		26,664	34,163		34,163
うち外国株式	—		—	—		—
合計	119,547 (100.00)	92,883	26,664	134,212 (100.00)	100,048	34,163

（注）（ ）内は構成比%

保有有価証券残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）			当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
国債	36,352 (32.92)	36,352	—	41,214 (33.10)	41,214	—
地方債	10,360 (9.38)	10,360	—	8,777 (7.05)	8,777	—
社債	26,144 (23.68)	26,144	—	34,038 (27.34)	34,038	—
株式	9,571 (8.67)	9,571	—	10,142 (8.14)	10,142	—
その他の証券	27,997 (25.35)	1,152	26,844	30,342 (24.37)	1,125	29,216
うち外国債券	26,844		26,844	29,216		29,216
うち外国株式	—		—	—		—
合計	110,426 (100.00)	83,582	26,844	124,515 (100.00)	95,298	29,216

（注）（ ）内は構成比%

有価証券の残存期間別残高（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

種類	期間	期間の定めのないもの							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国債		3,002	9,020	3,880	—	595	20,900	—	37,399
地方債		357	6,766	2,865	—	—	—	—	9,989
社債		3,695	10,506	6,456	1,290	5,248	1,274	—	28,472
株式								15,667	15,667
その他の証券		1,015	5,390	5,078	2,200	7,083	5,400	1,851	28,019
うち外国債券		899	5,390	5,078	2,200	7,000	5,400	696	26,664
うち外国株式								—	—

有価証券の残存期間別残高（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

種類	期間	期間の定めのないもの							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国債		3,999	11,675	506	—	1,916	23,235	—	41,333
地方債		841	6,628	504	—	—	—	—	7,975
社債		4,108	15,616	6,775	98	7,921	292	—	34,812
株式								14,404	14,404
その他の証券		200	4,848	8,606	7,974	7,166	3,669	3,219	35,686
うち外国債券		200	4,848	8,606	7,974	7,166	3,669	1,697	34,163
うち外国株式								—	—

商品有価証券平均残高

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）		当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）	
商品国債		310		142
商品地方債		8		32
商品政府保証債		—		—
その他の商品有価証券		—		—
合計		318		175

● 有価証券の時価等情報

有価証券関係 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

満期保有目的の債券の時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
社債		2,109	2,133	24	1,879	1,889	10
合計		2,109	2,133	24	1,879	1,889	10

その他有価証券の時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
		取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株式		8,608	15,076	6,467	9,207	13,862	4,655
債券		71,223	70,902	△321	80,960	80,392	△568
	国債	37,700	37,399	△301	41,899	41,333	△565
	地方債	10,023	9,989	△33	7,979	7,975	△3
	社債	23,499	23,513	13	31,082	31,083	1
外国証券		2,591	2,572	△19	34,886	34,163	△722
その他		1,171	1,354	183	1,208	1,512	304
合計		83,595	89,905	6,309	126,262	129,931	3,669

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日	平成19年9月30日
満期保有目的の債券			
私募事業債		1,250	1,350
子会社・子法人等株式		13	13
その他の有価証券			
非上場株式		577	528
非上場外国証券		24,092	—
私募事業債		1,600	500
その他の証券		—	10

● 金銭の信託の時価等情報

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託 該当ありません。

● その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日	平成19年9月30日
評価差額		6,309	3,669
その他有価証券		6,309	3,669
(△)繰延税金負債		2,548	1,482
その他の有価証券評価差額金		3,760	2,186

●デリバティブ取引情報

I 前中間会計期間

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成18年9月30日		
		契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	通貨代替の	852	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、該当ありません。

(3) 株式関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

(4) 債券関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

(5) 商品関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

(6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

II 当中間会計期間

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年9月30日		
		契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	38	0	0
	通貨代替の	590	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、該当ありません。

(3) 株式関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

(4) 債券関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

(5) 商品関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

(6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

●株式の状況

当行の平成19年9月末現在の発行済株式総数は62,490,200株で、3,297名（単元未満株式所有者742名を含む）の株主の方がたに保有いただいております。株主の所有者別構成は個人株主のウエートが高く、地域別構成（株式数）では福岡県内が59.84%となっております。これは、地域金融機関として地域の皆様のお役に立つ銀行をめざす当行の経営姿勢が、地域の方がたから幅広いご支持をいただいている結果だと考えております。

大株主（上位10位）

（平成19年9月30日現在）

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,456 千株	3.93 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,003	3.20
筑邦銀行従業員持株会	福岡県久留米市諏訪野町2456番地の1	1,972	3.15
株式会社佐賀銀行	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	1,752	2.80
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	1,613	2.58
株式会社十八銀行	長崎県長崎市銅座町1番11号	1,588	2.54
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	1,353	2.16
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,328	2.12
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,161	1.85
西久大運輸倉庫株式会社	福岡県福岡市東区多の津二丁目9番5号	1,009	1.61
計		16,238	25.98

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有者別状況

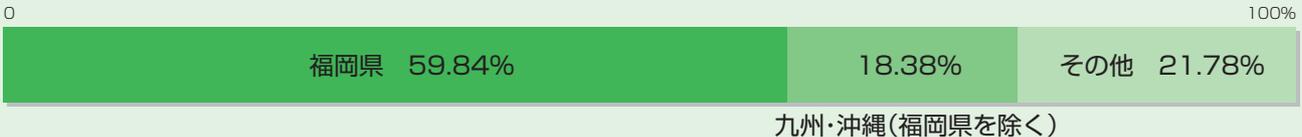
（平成19年9月30日現在）

区 分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満 株式の状況	
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数	1 人	39	7	671	2	—	1,835	2,555	—
所有株式数	34 単元	19,758	511	25,305	8	—	16,058	61,674	816,200 株
割合	0.06 %	32.04	0.83	41.03	0.01	—	26.03	100.00	—

(注) 1. 自己株式230,935株は「個人その他」に23単元、「単元未満株式の状況」に935株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が7単元含まれております。

株式の地域別分布状況（株式数）

（平成19年9月30日現在）



配当政策

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や経営環境の変化へ対応するための自己資本の充実などに努めております。剰余金の配当につきましては、安定した配当の継続を基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。この方針に基づき、当期の中間配当につきましては、昨年と同様に1株につき2円50銭としております。

資本金の推移

（単位：億円）

	昭和51年4月	昭和56年4月	昭和62年10月	平成4年3月	平成9年4月	平成11年12月
資本金	8	12	22	30	45	80